

## **〔事案 25-22〕 前納割引率遡及請求**

・平成 25 年 10 月 8 日 和解成立

### **<事案の概要>**

保険料払込期間 33 年間のうち 32 年分の保険料を一部前納したが、募集人の一部前納に関する説明不十分等を理由に、残り 1 年分の保険料の支払いの免除を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 11 年 3 月に個人年金保険を契約した際、全期分（33 年間分）の年払保険料を一括で前納したと思っていたが、平成 24 年 7 月に未払通知が送付され、最後の 1 年分の保険料を納付しなければならないことが判明した。以下の理由により、最後の 1 年分の保険料の支払いを免除してほしい。

- (1) 保険料の支払いが一部残っているという話は、契約時、募集人から聞いていない。
- (2) そもそも、払込時期が早ければ早いほど前納割引率は高いのだから、保険会社はもっと早くに請求するべきである。契約後 13 年も経って未払通知を送付するとは遅すぎる。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は「全期前納ができない契約であったため、最後の 1 年分の保険料を今後お支払いいただく必要があると説明した」と供述している。
- (2) 毎年契約者宛に送付している通知には、保険料払込完了日は「2033 年 3 月」と記載されており、併せて「2032 年 2 月分までお払込完了（前納にて払込み）」と記載されていることから、1 年分の保険料を支払っていないことは気づけたはずである。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 保険料支払義務の有無は、申立人がどのように認識していたかとは関係がなく、申立人の主張理由は、最後の 1 年分の保険料の支払義務が免除される根拠とはならない。
2. しかしながら、以下の事情を考慮すると、保険会社の未払通知の前納保険料額を支払うよう求めることは、申立人に酷と考えられる。

- (1) 「第 1 回保険料充当金領収証」、「ご契約時の保険料お払込内容」には、本契約の保険料全支払年数が一義的には明記されてはおらず、そのため、契約者（申立人）において、保険料が全期分前納（一括前納）扱いとはなっておらず、最後の 1 年分の保険料の支払いが必要となっていることを容易には認識できない。
- (2) 保険会社から申立人に対して、未払通知が送付され、最後の 1 年分の保険料を納付しなければならないことが判明したのは平成 24 年 7 月であり、契約から 13 年という長期間が経過してからのことである。
- (3) 本契約の保険会社の前納制度については、申立人が契約した翌年である平成 12 年には最

後の1年分の前納が可能となっており、契約の経緯を考慮すると、募集人がこれを申立人に案内していれば、全期分の保険料の前納を希望していた申立人は、平成12年3月の時点で最後の1年分保険料を前納していたであろうと思われ、前納していれば、申立人が支払うべき最後の1年分の保険料は平成24年7月案内時の前納保険料額よりも低い金額であった。